

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 租税条約に関する届出書等の電磁的提供

非居住者等が、配当、利子、使用料等の国内源泉所得の支払を受けるときには所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。これらの税額について、租税条約に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、租税条約に関する届出書等（以下「条約届出書等」）をその支払いを受ける日の前日までに支払者を経由して支払者の納税地の税務署長に書面により提出する必要がありました。

令和3年度税制改正により令和3年4月1日以後、特典条項に関する付表、居住者証明書などの添付書類を含めた条約届出書等については、書面による提出に代えて、その書面に記載すべき事項等を電子メール等の電磁的方法により源泉徴収義務者へ提供することができることとされました（実特省令14の2）。

また、源泉徴収義務者は、これまでの書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）に変換された条約届出書等を e-tax により税務署長へ提出することができることとされました（国税オンライン化省令5②）。

条約届出書等を電磁的方法により提出するための要件¹

非居住者等および源泉徴収義務者が条約届出書等について電磁的方法により提供するためには、それぞれ以下の要件を満たす必要があります。

1. 非居住者等が源泉徴収義務者に提供する場合

① 非居住者等が満たすべき要件

非居住者等は自身の氏名または名称を明らかにする措置を講じる必要があり、具体的には源泉徴収義務者に記載事項に係る情報を送信する際に、次に掲げるいずれかの措置をとる必要があります（実特省令14の2⑨三）。

- 記載事項に係る情報について改変されないよう電子メール等において電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を付して送信すること。
- 源泉徴収義務者から通知された非居住者等を区分するため設定された任意のIDおよびパスワードを用いて記載事項に係る情報を送信すること。
- 源泉徴収義務者に記載事項を送信する際、官公署から発給された居住者証明書等の書類等を提示し、本人確認を受けること。

② 源泉徴収義務者が満たすべき要件

非居住者等から電磁的方法により記載事項等の提供を受ける源泉徴収義務者が、制度の適用を受けるためには、次に掲げるすべての要件を満たす必要があります（実特省令14の2⑨一）。

- 非居住者等から記載事項の提供を適正に受けられることができるネットワーク環境の整備等の措置を講じていること。
- 提供を受けた条約届出書等に記載すべき事項について、上記1①aからcに掲げるいずれかの要件の充足等によりその提供をした非居住者等を特定するための必要な措置を講じていること。
- 提供を受けた条約届出書等に記載すべき事項について、パソコンのディスプレイ上で確認可能であり、書面への出力が可能な状態であること。

2. 源泉徴収義務者が税務署長に提供する場合

e-taxによりイメージデータを送信する際は、電磁的記録に記録された情報に源泉徴収義務者が電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を付して送信する必要があります（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律38、6①、国税オンライン化省令5②）。

お見逃しなく！

令和3年度税制改正により税務関係書類の一部を除き押印義務が廃止され、現在国税庁ホームページに掲載されている租税条約に関する届出書の様式では受取者の署名欄、支払者の支払者受付印欄が削除されています（通法124）。

ⁱ 国税庁ホームページ「租税条約に関する届出書等の電磁的提供に関するFAQ」：

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/denjiteikyo/pdf/0021003-199_03.pdf